

10-2 新予防給付のケアマネジメント業務の流れ、委託について

(問1) 地域包括支援センターは、新予防給付のケアマネジメントの業務を行うこととされているが、この業務は委託できるのか。

(答)

1. 地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、新予防給付のケアマネジメントの業務を行うこととされているが、改正介護保険法第115条の21条第3項の規定に基づき、その業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができることとされている。
2. 利用者が従前利用していた介護支援専門員にも新予防給付に係る利用計画の作成を依頼できるようにすることで改正後のサービスへの円滑な移行を確保することや、介護給付に移行した場合の連携の確保等の観点から、厚生労働省令では、新予防給付のケアマネジメントの業務の委託先として「指定居宅介護支援事業者」を定めることとしており、指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することができる。

(問2) 地域包括支援センターが、新予防給付のケアマネジメントの業務を指定居宅介護支援事業者に委託するに当たっては、委託の要件はあるのか。例えば、指定介護予防事業を行っている事業者に委託することはできるのか。

(答)




1. 地域包括支援センターが新予防給付のケアマネジメントの業務を委託できる居宅介護支援事業者の要件については、基本的には中立性・公正性が担保され、受託する新予防給付のケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者であることが必要である。
2. また、業務の委託に当たっては、委託する業務の範囲及び委託先である居宅介護支援事業者の選定について、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることが必要である。
3. 委託先の事業者が指定介護予防事業を行っている場合でも、運営協議会において中立性・公正性のチェックが行われれば、業務を委託することは差し支えないと考えている。

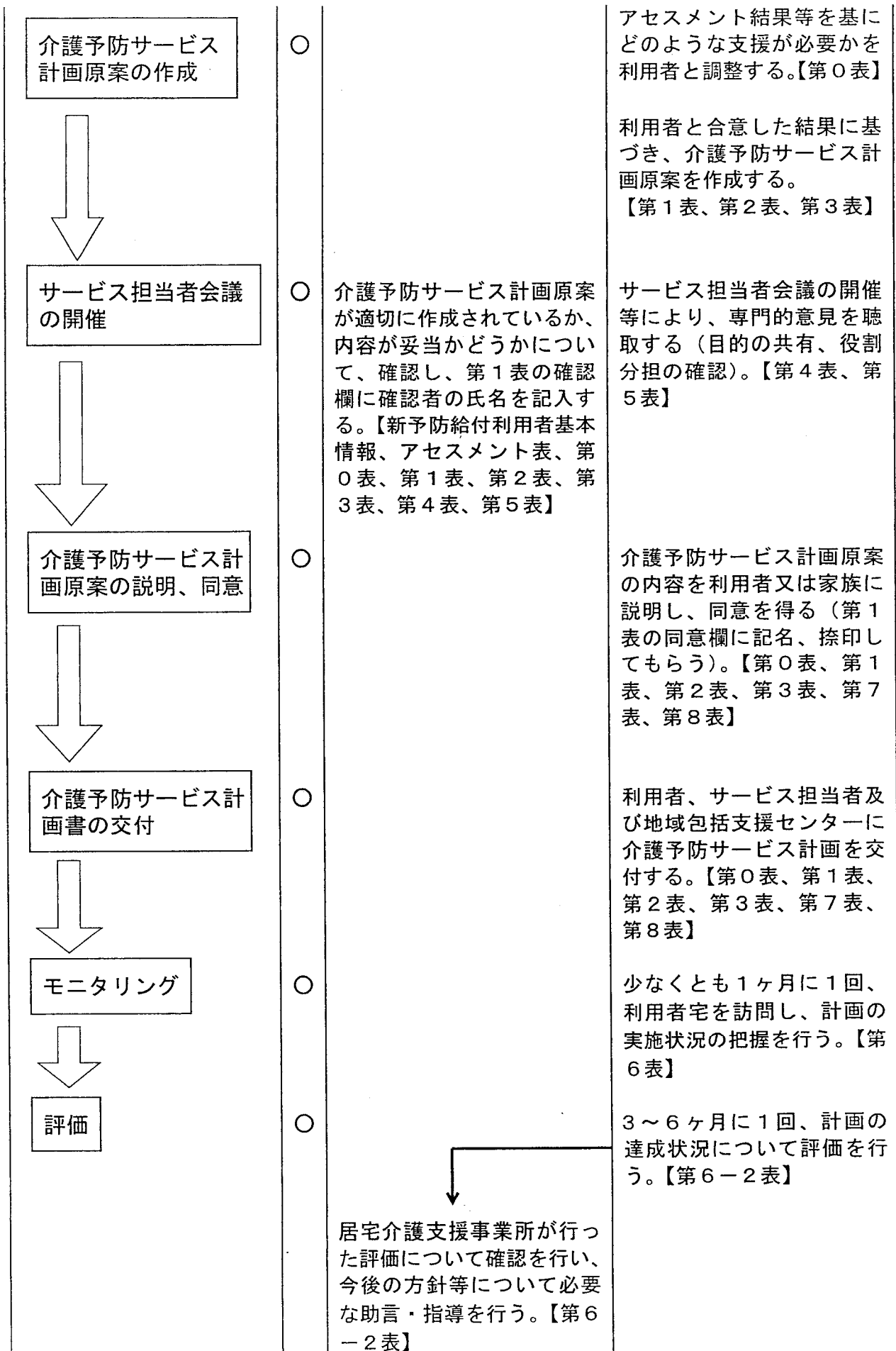
(問3) 地域包括支援センターが委託できる新予防給付のケアマネジメントの業務の範囲を示されたい。

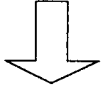
(答)

新予防給付におけるケアマネジメント業務の委託の範囲については、現在のところ、次のように考えている。

新予防給付におけるケアマネジメントの業務（委託の業務の範囲）

業務の流れ	委託	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利用申し込みの受付</div> 	×	<p>重要事項説明書を交付、説明し、同意を得る。</p> <p>被保険者証を確認する。</p> <p>利用申込者に介護予防サービス計画作成依頼届出書に必要事項を記入してもらい、被保険者証とともに市町村に届け出る。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">契約の締結</div> 	×	<p>利用申込者と契約を締結する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">アセスメントの実施</div> 	○	<p>市町村から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、居宅介護支援事業所に渡す。</p>	<p>地域包括支援センターから、認定調査結果及び主治医意見書を受け取り、内容を確認する。</p> <p>利用者宅を訪問し、利用者の基本情報を確認した後、アセスメント表を用いて利用者及び家族に対しアセスメントを行う。【新予防給付利用者基本情報、アセスメント表】</p>



<p>給付管理業務</p>	○	<p>毎月初めに、前月の介護保険サービスの利用実績を確認し、第7表に記載する。【第7表、第8表】</p>
		
<p>介護報酬の請求</p>	×	<p>サービス利用実績を記載した第7表、第8表を地域包括支援センターに送付する。</p>
		<p>翌月10日までに、介護給付費請求書、介護給付費明細書を作成するとともに、第7表に基づき、利用者毎ごとの給付管理票及び給付管理票総括票を作成し、国保連に磁気媒体の送付又は電話回線を通じた電送により請求する。</p>
		<p>介護予防支援の報酬を受領する。</p>
		<p>居宅介護支援事業所に委託費を支払う。</p>
<p>日常の利用者、サービス提供事業者との連絡・調整</p>	○	<p>随時対応し、介護予防サービス計画の変更の必要がある場合など、必要に応じて地域包括支援センターに報告する。</p>

(問4) 利用者は、地域包括支援センターを選択することができるのか。また、地域包括支援センターが新予防給付のケアマネジメントの業務の一部を居宅介護支援事業者に委託をした場合には、利用者は居宅介護支援事業者を選択することができるのか。

(答)

1. 地域包括支援センターは、基本的にあらかじめ決められた圏域を担当することになるので、利用者はその住所地の圏域を担当する地域包括支援センターに、新予防給付の利用に係るケアプランの作成を申し出ることになる。

介護保険のサービスは、利用者の選択と同意が基本であり、地域包括支援センターにおける新予防給付のケアプラン作成のプロセスにおいても、利用者の選択と同意は確保されることとなっている。

2. また、地域包括支援センターが新予防給付の業務の一部を居宅介護支援事業者に委託した場合に、地域包括支援センターが、当該委託した居宅介護支援事業者の中から利用者が選択する居宅介護支援事業者に、当該利用者に係る新予防給付のケアプランの業務の一部を委託することも、差し支えない。

(問5) 利用者は、新予防給付に係るケアプランを自分で作ることはできるのか(セルフケアプランは認められるのか)。

(答)

1. 新予防給付については、地域支援事業と連続的・一体的にサービスを提供していく必要があること、地域における介護保険以外の様々なサービスとの連携や整合性に配慮したケアプランを作成する必要があることなどから、地域全体に目配りできる地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行うこととしている。
2. 一方、利用者本位という介護保険の基本理念に照らし、利用者が自らケアプランを作成することは、新予防給付でも保障される必要があり、利用者があらかじめ市町村に自ら作成したケアプランを届け出て、当該ケアプランの内容について市町村(又は市町村から委託を受けた地域包括支援センター)が専門的な見地から確認を行った場合には、当該ケアプランに基づいた新予防給付が提供される仕組みを設けることとしている。
ただし、新予防給付は、あらかじめ適切なケアマネジメントを行い、それに基づいてサービスを利用するという仕組みを原則としていることから、サービスの利用後にケアプランを提出する仕組み(現行制度でいえば、償還払いでサービスを利用するケース)は設けないこととしている。
3. 具体的には、改正介護保険法第53条第1項において、新予防給付の費用の支給は、居宅要支援被保険者が「指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるとき」に行うとしているので、この厚生労働省令において、「居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスの使用に係る計画(注：セルフケアプラン)をあらかじめ市町村に届け出ているとき」を規定する予定である。
なお、セルフケアプランの届出先については、市町村が自ら確認することに代えて、当該確認の事務を市町村が地域包括支援センターに委託することにより、地域包括支援センターにセルフケアプランを届け出て、地域包括支援センターが確認する取り扱いとしても差し支えない。

10-3 運営協議会の設置について

1 運営協議会について

市町村は、その地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置しなければならない。

2 設置基準

原則として、市町村（保険者としての市町村をいう。以下同じ。）ごとに1つの運営協議会を設置しなければならない。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1つ設置することで差し支えない。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合においては、運営協議会についても共同で設置することができる。

3 運営協議会の構成員等

(1) 運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体※等

※ 医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等

② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（1号及び2号）

③ 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

④ 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(2) 運営協議会には会長を置く。会長は、構成員の互選により選任する。

4 運営協議会の所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

① センターの担当する圏域の設定

② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

③ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

④ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援

事業所

- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受け取るものとする。

ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書

イ 前年度の事業報告書及び収支決算書

ウ その他運営協議会が必要と認める書類

- ② 運営協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか

イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか

ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

5 事務局

センターの事務局は、市町村の介護保険担当部局に置く。

6 その他

市町村は、運営協議会の設置の準備のため、地域包括センター運営協議会準備委員会（仮称。以下「準備委員会」という。）を設置することができる。準備委員会が、地域包括支援センター運営協議会の設置要綱を決定することで、運営協議会を設立する。なお、設置に当たって、条例を制定する必要はない。

また、準備委員会は、既存の介護保険事業計画作成委員会、各市町村における審議会等の既存組織を活用することとしても差し支えない。

10-4 職員の研修について

1 研修の実施について

- 今般の介護保険法の改正により、平成18年4月から、公正・中立な立場から、地域における総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等を担う中核的機関として、地域包括支援センターが創設される。
- そこで、すでに6月27日の全国介護保険担当課長会議でお知らせしたとおり、地域包括支援センターにおける新たな業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、地域包括支援センターの業務に従事する専門職員等を対象とした研修を実施することとするので、予算措置、受講予定者の選考など必要な準備を進めていただきたい。
- なお、研修の内容、受講のための手続等その詳細については、追って早急にお知らせすることとする。

2 研修の概要

(1) 研修の対象者

- ① 地域包括支援センターに従事予定の職員
- ② 地域包括支援センターの業務を受託予定の現任の介護支援専門員に対する研修指導者

(2) 研修内容・実施方法

- ① 地域包括支援センターに従事する予定の職員対象の研修

〔主な研修内容〕

- ・ 地域包括支援センターにおける具体的な業務内容について、実際の業務マニュアル等に基づき、専門職として業務実施に必要な知識

〔実施方法〕

- ・ 中央（国レベル）又はブロックごとに5回程度に分けて研修を行う。

- ② 地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員対象の研修指導者への研修

〔主な研修内容〕

- ・ 新予防給付に関するケアマネジメント手法等

〔実施方法〕

- ・中央（国レベル）において指導者研修を行う。

なお、当該指導者研修受講者は、各都道府県において、地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員に対して伝達研修を行う。

- なお、①及び②の研修ともに、1～2日程度の集合研修を想定している。

(3) 研修の費用

- (2) ①及び②の研修に要する費用については、「介護予防・地域支援事業」（国1/2、県1/2）において補助する予定である。

3 今後の進め方（現段階の予定）

- ・ 8月上旬 研修実施要綱（案）を提示
- ・ 11月～
 - ① 地域包括支援センターに従事する予定の職員対象の研修
 - ・ 準備が整った地方公共団体より順に、11月から1月までの間に、中央又はブロックごとに5回程度に分けて実施予定。
 - ② 地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員対象の研修
 - ・ 11月目途に中央（国レベル）において指導者研修を実施。
 - ・ 11月以降、本研修を受講した指導者は、各都道府県において、順次、実際に各地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員に対して伝達研修を実施。

※遅くとも、18年2月までには、地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員に対する伝達研修を含め、関係者の研修を終了。